

重 点 事 项

1 自立支援プログラムについて

(1) 生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書について

生活保護制度の在り方については、社会保障審議会福祉部会の下に設けられた生活保護制度の在り方に関する専門委員会において平成15年8月から御検討いただいたが、平成16年12月15日にその報告書が取りまとめられたところである。

厚生労働省としては、本報告書を踏まえ、具体的な見直しの内容を検討し、平成17年度から順次見直しを実施していくこととしている。

平成17年度は、

- ① 母子加算支給対象世帯の子供の年齢要件の見直し等生活保護基準の見直し
- ② 自立支援プログラム制度の導入による自立・就労支援策の拡充

などを実施することとしている。

(2) 自立支援プログラムについて

専門委員会報告書を踏まえ、経済的給付を中心とする現在の生活保護制度から、実施機関が組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換することを目的として、自立支援プログラムを導入することとしている。

平成17年度における自立支援プログラムの取組の基本方針については、次のように考えているところである。

平成17年度における自立支援プログラムの基本方針（案）

第1 自立支援プログラム導入の趣旨

- 今日の被保護世帯は、傷病・障害、精神疾患等による社会的入院、DV、虐待、多重債務、元ホームレス、相談に乗ってくれる人がいないため社会的なきずなが希薄であるなど多様な問題を抱えており、また、保護受給期間が長期にわたる場合も少なくない。

一方、実施機関においてはこれまでも担当職員が被保護世帯の自立支援に取り組んできたところであるが、被保護世帯の抱える問題の複雑化と被保護世帯数の増加により、担当職員個人の努力や経験等に依存した取組だけでは、十分な支援が行えない状況となっている。

このような状況を踏まえ、経済的給付を中心とする現在の生活保護制度から、実施機関が組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換することを目的として、自立支援プログラムを導入することとしたものである。

- 自立支援プログラムとは、実施機関が管内の被保護世帯全体の状況を把握した上で、被保護者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容及び実施手順等を定め、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施するものである。

個々の担当職員の努力により培われた経験や他の実施機関での取組の事例等を具体的な自立支援の内容や手順等に反映させていくことにより、こうした経験等を組織全体として共有することが可能となり、自立支援の組織的対応や効率化につながるものと考えられる。

なお、全ての被保護者は、自立に向けて克服すべき何らかの課題を抱えているものと考えられ、またこうした課題も多様なものと考えられる。このため、自立支援プログラムは、就労による経済的自立（以下「就労自立」という。）のためのプログラムのみならず、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること（以下「日常生活自立」という。）、及び社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること（以下「社会生活自立」という。）を目指すプログラムを幅広く用意し、被保護者の抱える多様な課題に対応できるようにする必要がある。

第2 実施機関における自立支援プログラムの策定の流れ

1 管内の被保護者の状況把握

実施機関においては、管内の被保護世帯全体の状況を概観し、被保護者の状況やその自立阻害要因の状況を把握する必要がある。

この際、被保護世帯を年齢別、世帯構成別、自立阻害要因別等に類型化するとともに、必要と考えられる自立支援の方向性を明確化する。

2 個別支援プログラムの整備

(1) 個別支援プログラムの整備方針

それぞれの類型ごとに明確化された自立支援の方向性について、次のような点を踏まえ、支援の具体的な内容、実施の手順等を定め、個別のプログラム（以下「個別支援プログラム」という。）として整備する。

ア 担当職員のこれまでの取組により培われてきた経験

イ 他の実施機関における取組の例

ウ 支援を実施するに当たって活用できる地域の社会資源（関係行政機関、社会福祉法人等の民間事業者、民生委員等）の状況 等

(2) 個別支援プログラムの内容

地域の被保護者の実態を踏まえ、被保護者の抱える自立に向けての様々な課題に対して必要な自立支援を実施するため、就労自立の支援に関する個別支援プログラムのみならず、社会生活自立の支援及び日常生活自立の支援に関する個別支援プログラムについても適切に整備することにより、多様な対応が可能となるよう配慮する。

(3) 個別支援プログラムの整備方法

自立支援プログラムとして活用できる他法他施策（障害者福祉施策、介護保険等高齢者関係施策、母子福祉施策、雇用施策、保健施策等）、関係機関（保健所精神保健福祉センター、公共職業安定所等）その他の地域の社会資源を積極的に活用する。こうした社会資源が存在しない場合には、実施機関等において必要な事業を企画し、実施する。

この際、他の実施機関における取組事例等を積極的に参考とするほか、専門的知識を有する者の非常勤職員や嘱託職員等としての雇用、地域の適切な社会資源（民生委員、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者等）への外部委託（アウトソーシング）等により、実施体制の充実を積極的に図るとともに、セーフティネット支援対策等事業費補助金や生業扶助を積極的に活用する。

3 自立支援プログラムによる支援の手順の策定

自立支援プログラムによる被保護者の支援に当たっての手順（被保護者の実状の把握、個別支援プログラムの選定、被保護者への説明、支援状況の記録、定期的な評価等）を必要に応じて定める。

第3 平成17年度における自立支援プログラムの運用方針

1 平成17年度における自立支援プログラムの策定・運用の目標

自立支援プログラムの策定については、第2に示した流れに基づき実施するものであるが、平成17年度においては特に次の点について留意されたい。

- (1) 実施機関は、管内の被保護世帯全体の状況を概観し、被保護者の状況やその自立阻害要因の状況を把握し、その状況を踏まえ優先的に対応が必要と判断される事項、あるいは地域の社会資源等に照らして早期に実施可能な事項から順に、対応する個別支援プログラムを積極的に整備する。
- (2) 個別支援プログラムとしては、地方自治体等が開催する講演会やセミナーへの参加、他法他施策を実施する関係機関が開催する無料相談等の利用等も考えられることから、簡便な支援策も含め、被保護者の抱える課題にできるだけ幅広く対応できるよう工夫すること。
- (3) 自立支援プログラムの定着に向けて、実施機関がより多くの自立支援の経験を積むことが必要であることから、各実施機関は、既存の他法他施策を活用して幅広い個別支援プログラムを整備した上で、まずはできる限り多くの被保護者が個別支援プログラムに参加することを目標とする。

2 生活保護受給者等就労支援事業

平成17年度当初から実施される生活保護受給者等就労支援事業は、公共職業安定所と実施機関との連携により被保護者の就労支援を行うものであり、全ての実施機関において個別支援プログラム（生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム）として活用可能な事業であり、実施機関においては、まず本事業の実施に向け早急かつ優先的に取り組むこと。

3 個別支援プログラムによる支援

実施機関は、準備が整った個別支援プログラムから順次、支援対象者を選定し、その被保護者に対してその内容等を周知するとともに、参加を促していくこととする。

この際、実施機関は、被保護者との信頼関係を築きつつ、被保護者の実状に応じた支援を実施するものとする。

また、定期的又は随時に被保護者への支援状況について把握するとともに、その後の支援方針に反映させることとする。

(3) 生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム

ア 生活保護受給者等就労支援事業の概要

平成17年度から、職業安定局及び職業能力開発局において、自立支援プログラムの一環として、福祉事務所と公共職業安定所（以下「安定所」という。）の連携や無料の職業訓練の拡充による被保護者及び児童扶養手当受給者（以下「被保護者等」という。）に対する就労支援事業が実施される。

当該就労支援事業の具体的な内容は以下のとおりである。

(ア) 就労支援コーディネーター（新設）による基本的な就労支援

安定所に被保護者等のための就労支援コーディネーターを新設（全国で100名配置）し、福祉事務所担当者と共に、面接などを通じ対象者の状況把握と被保護者に適用する就労支援メニューの選定、誘導等を実施。

就労支援メニューの内容は次のとおり。

- ① 就職支援ナビゲーターによる支援
- ② トライアル雇用の活用
- ③ 公共職業訓練の受講あっせん
- ④ 生業扶助の活用による民間の教育訓練講座の受講勧奨
- ⑤ 一般の職業相談・紹介の実施

(イ) 就労支援メニューの提供（新規実施分）

- ① 就職支援ナビゲーター等による就職支援

安定所に、きめ細やかな就職支援を担当者制により一貫して実施する就職

支援ナビゲーターを配置する（全国で67名拡充）等により、支援を実施

② 被保護者等に対する公共職業訓練の実施

被保護者等に対する、就職の準備段階としての基礎的知識・マナー等に関する事前講習と実際の就職に必要な具体的技能・知識を習得させるための職業訓練をセットにした「準備講習付き職業訓練」を、都道府県に委託して新規に実施する（訓練費用は無料）ことにより職業訓練受講機会を拡大（全国で被保護者1,500人分及び児童扶養手当受給者1,500人分）するとともに、ハローワークにおいてその受講をあっせん

イ 生活保護就労支援事業の実施体制

安定所に配置される就労支援コーディネーター、ナビゲーター等のほか、以下の実施体制により実施する。

① 都道府県生活保護受給者等就労支援事業協議会の設置

各都道府県に、各都道府県、政令指定都市等の民生主管部局担当課長、都道府県労働局職業安定部担当課長、都道府県職業能力開発主管部局担当課長等から構成される都道府県生活保護受給者等就労支援事業協議会（以下「都道府県就労支援協議会」という。）を設置する。都道府県就労支援協議会は、関係機関の連携を図り、年間の支援対象者数、実施計画、スケジュール等を含む生活保護受給者等就労支援事業年間計画の策定、実施手順等の調整を行う。

② 生活保護受給者等就労支援メニュー選定チームの設置

安定所担当者、安定所担当コーディネーター、福祉事務所側コーディネーター等から構成される生活保護受給者等就労支援メニュー選定チーム（以下「就労支援チーム」という。）を設置し、支援対象者との面接等を行い、支援メニューを選定する。

なお、必要に応じ、就労支援チームには、安定所担当者以外の安定所の職員、福祉事務所のケースワーカー、母子自立支援員、母子自立支援プログラム策定員、独立行政法人雇用・能力開発機構能力開発支援アドバイザーその他相当と認められる者を含めることとする。

③ 福祉事務所担当コーディネーターの設置

各福祉事務所等において、福祉事務所担当コーディネーターとなる査察指導員

又は就労支援員（就労支援のための専任の職員を配置している福祉事務所等に限る。）を決定し、就労支援チームの構成員として支援メニューの選定等を行うほか、安定所、福祉事務所総括コーディネーター等との連絡調整、当該福祉事務所の支援対象者の支援状況の把握を行う。

④ 福祉事務所総括コーディネーターの設置

都道府県、指定都市等の本庁又は安定所側コーディネーターが担当する福祉事務所のうち代表となる福祉事務所に、福祉事務所総括コーディネーターを設置し、安定所担当コーディネーターと各福祉事務所担当コーディネーターとの連絡調整を行う。

ウ 実施方法

実施方法については、別途お示しする「生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム実施要綱」等を（２）ウの自立支援プログラム実施要領として活用することができることとする。

実施機関においては、対象者を選定し、安定所に支援を要請するほか、就労支援チームへの参画、生業扶助の支給、定期的な評価等を担当することとなる。

エ 実施スケジュール（案）

現在のところ想定している生活保護受給者等就労支援事業の実施スケジュール（案）は次のとおりであるので、各都道府県におかれては、指定都市、中核市等の協力を得て、各都道府県労働局、各都道府県職業能力開発主管部局との連携を図り、都道府県就労支援協議会の開催等、円滑な実施に努められたい。

4月 第1回都道府県就労支援協議会
各種施策の説明、実施スケジュールの調整

5月 第2回都道府県就労支援協議会
実施スケジュールの調整

5月下旬 就労支援チームによる面接、支援メニューの振り分け開始

6月 支援メニューによる支援開始

オ 被保護者等に対する準備講習付き職業訓練の実施

被保護者等に対する準備講習付き職業訓練については、当省職業能力開発局から各都道府県に委託して実施するものであるが、各都道府県の生活保護担当課と能力開発担当課において、緊密な連携を図っていただき、能力開発担当課における積極的な予算措置が講じられるよう働きかけをお願いするとともに、平成17年度早期に実効性のある実施が図られるよう、準備方よろしくをお願いしたい。

(4) 組織的な対応の確立及び業務改善に向けた取組の推進

ア 組織的な対応の確立について

専門委員会の報告書においても指摘されているように、各実施機関の実施体制については、担当職員の配置数の不足や経験不足が見られるとともに、組織としての支援が十分でないために、担当職員の負担が過重となっている現状があることから、担当職員数の確保や質の向上に努めるとともに、組織的な対応により業務を実施する体制を確立していく必要がある。

特に、自立支援プログラムの導入は、組織として系統的に自立支援業務を実施する体制の確立を目指すものでもあるので、各実施機関における取組に対して、積極的に必要な支援及び指導をお願いしたい。

○ 生活保護制度の在り方に関する専門委員会 報告書（抜粋）

第4 制度の実施体制について

(2) 組織的取組

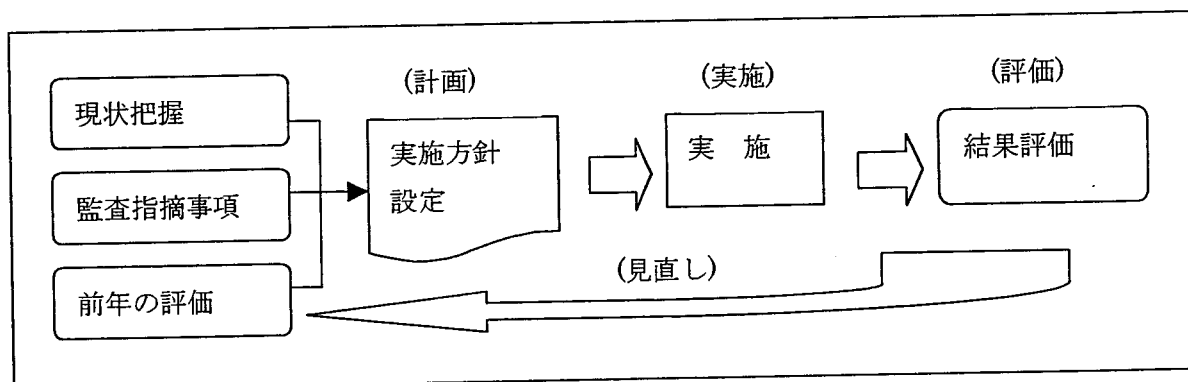
自立支援プログラムの策定により、自立・就労支援の方法や手段がマニュアル的に整理されるとともに、これに基づく支援や被保護者の取組の評価の実施、利用できる社会資源の拡大等により、担当職員個人の経験等に依存することなく、地方自治体が組織として系統的に被保護世帯の自立・就労支援に取り組むことが期待される。なお、地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施には、当然のことながら、組織全体として取り組むことが必須であり、担当職員まかせであってはならないことを特に強調しておきたい。

イ 実施機関における実施方針（運営方針）の改善

組織的な対応により業務を実施する体制を確立するとともに、業務の実施にあたり抱えている問題点について改善を図っていくためには、当該実施機関の進むべき方向、取り組むべき重点事項及び現在抱えている問題点について改善の方向を示した実施方針（運営方針）を策定することが必要である。

このため、実施機関においては、業務の実施にあたり、①問題点の改善に向けた具体的な計画として実施方針を策定し、②その方針に基づいて業務を実施し、③実施した取組状況を評価し、④その結果に応じて実施方針の見直しを行うという一連の流れを取り入れることにより、効率的・効果的な行政組織運営を図ることとされたい。

なお、実施方針の策定方法等について、後日、別途通知によりお示しする予定とされているので、了知願いたい。



2 平成17年度生活保護基準の改定

(1) 生活扶助基準の改定

生活扶助基準については、一般国民の消費水準との均衡が図られるよう、政府経済見通しにおける民間最終消費支出の伸びを基礎とし、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して改定しているが、平成17年度においては、基準を据え置くこととしたものである。

標準3人世帯（33歳・29歳・4歳）の生活扶助基準額

	平成16年度	平成17年度
1級地－1	162,170円	162,170円

(2) 生活保護基準の見直しについて

生活保護基準については、平成15年12月の生活保護制度の在り方についての中間取りまとめ及び平成16年12月の生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書の内容を踏まえ、今後順次見直しを行っていくこととしているが、平成17年度における生活保護基準改正案の主な内容は以下のとおりである。

なお、今般の基準改正は内容が多岐にわたることから、多くの被保護世帯で最低生活費の算定見直しが必要になると思われるため、改正の趣旨や次年度の支給額の増減等については、各自治体の広報やお知らせなどを通じ、必ず事前に（告示改正前の時点で可）被保護世帯への説明が十分になされるよう、管内の福祉事務所に対して周知徹底されたい。

ア 母子加算の見直し

(ア) 基本的な考え方

母子加算については、全国消費実態調査等による一般母子世帯の消費水準との比較検証を行った結果、母子加算を除いた生活扶助基準額が、一般勤労母子世帯における生活扶助相当支出額と概ね均衡していることから、必ずしも必要ないものと考えられるため、現行の一律・機械的な給付を見直し、ひとり親世帯の自立・就労に向けた給付とするよう、支給要件、支給金額等の見直しを順次行っていくこととしている。

(イ) 平成17年度における取扱い

平成17年度においては、母子加算の子ども（児童）の年齢要件について、

- ひとり親世帯においては、子どもが大きくなるにつれ、養育に係る手間が減少し、また子どもが家事等を行うことが可能になることから、就労可能性や就労可能時間が拡大するとともに、勤労しつつ子育てをすることに伴う支出も減少し、世帯としての自立の可能性が増すこと
- 生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校の就学費用について、生業扶助として新たに給付すること

を併せて考慮したうえで、これまでの「18歳以下」から「15歳以下」へ引き下げることとしている。

これにより、16～18歳の子どものみを養育するひとり親世帯については、母子加算の支給対象外となるが、被保護母子世帯の生活水準が急激に低下することのないように配慮し、平成17年度から3年かけて段階的に廃止することとしている。

在宅・1級地・児童1人の場合 [16～18歳の子供のみを養育するひとり親]
23, 260円（平成16年度）→ 15, 510円（平成17年度）

なお、15歳以下の子どもを養育するひとり親世帯（子どもを2人以上養育している場合で末子の年齢が15歳以下の場合も含む）に係る母子加算については、平成17年度はこれまで通り支給する取扱いとするが、平成18年度以降、自立支援プログラムの定着度合等を見据えつつ、支給要件、支給金額等を見直すこととしているので、ご承知願いたい。

イ 高校就学費用の給付

現在、一般世帯における高校進学率は97.3%（平成15年度）に達している状況であり、また、昨年3月の福岡市学資保険訴訟最高裁判決においては、「近時においては、ほとんどの者が高等学校に進学する状況であり、高等学校に進学することが自立のために有用であるとも考えられる（後略）」との判断がなされたところである。

さらに、先般の生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書においても、「高校進学率の一般的な高まり、「貧困の再生産」の防止の観点から見れば、子どもを自立・就労させていくためには高校就学が有効な手段となっているものと考えられる。」としたうえで、「生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校への就学費用について、生活保護制度において対応することを検討すべきである。」とされたところでもある。

こうしたことを総合的に勘案した上で、被保護世帯の自立支援という観点から、平成17年度から新たに高校就学費用を給付することとしており、具体的には、高校就学に伴い必要となる学用品費、交通費、授業料等を給付内容とし、その給付水準は公立高校における所要額を目安に設定することとしている。

なお、義務教育である小・中学校の就学費用が教育扶助によって給付されるのとは異なり、高校就学費用は自立支援の観点から給付されるものであるため、生業扶助によって行うこととした。また、授業料、入学金等に関しては、各自治体において実施される減免措置が講じられている場合、生活保護による給付は行わない取扱いとするのでご留意願いたい。

ウ 多人数世帯の生活扶助基準額の適正化

かねてより、生活扶助基準は一般低所得世帯の消費実態と比べて、世帯人員が多人数になるほど割高になるとの指摘がなされているが、これは世帯人員が増すにつれて第1類費の比重が高くなり、スケールメリット効果が薄れるため、必ずしも一般低所得世帯の消費実態を反映したものとなっていないことが原因である。

このため、一般低所得世帯の消費実態、消費構造を踏まえ、世帯規模の経済性を反映した水準となるよう、多人数世帯（4人以上）について生活扶助基準額を引き下げることとしている。具体的には、

- ① 第1類費について、4人以上世帯の第1類費の算定に際し次の逡減率を乗じて算定することとする。（3年計画で導入）

4人世帯：0.95（3年で5%引き下げ）[17年度：0.98]

5人以上世帯：0.9（3年で10%引き下げ）[17年度：0.96]

- ② また、第2類費について、4人以上世帯の基準額を引き下げる。

こととしている。

エ 20歳未満の若年者の第1類費年齢区分の見直し

20歳未満の若年者の第1類費年齢区分については、現行8区分に細分化されているが、これを、0～2歳（乳幼児）、3～5歳（幼児）、6～11歳（小学生）、12歳～19歳（中学生以上）の4区分に簡素化することとしている。

また、見直し後の年齢区分ごとの第1類基準額については、直近の栄養所要量の年齢別格差を基に設定することとしており、平成16年度とは大きく異なることとなる年齢区分もあるのでご留意願いたい。

なお、今回の見直しに伴い、一部の0歳児に適用されている人工栄養費については、これを廃止することとしている。

オ 老齢加算の段階的廃止（2年目）

老齢加算については、平成16年度から3年かけて段階的に廃止することとしているが、平成17年度は、70歳以上の第1類基準額と60歳代の第1類基準額との差額をもって、加算額を設定することとしている。

在宅・1級地・70歳以上の場合
9,670円（平成16年度）→ 3,760円（平成17年度）

(3) その他の改定

出産扶助（施設分娩）、生業扶助の技能修得費及び就職支度費については、それぞれの扶助の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を図ることとしている。